

## 競争的資金等の不正防止対策に関する方針

昭和女子大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日〈平成26年2月18日改正〉文部科学大臣決定）に基づき、競争的資金等の適正な運営・管理の基盤となる環境および体制を構築して不正が起こりにくい組織風土を形成するとともに、不正行為があった場合には厳正に対応します。また、学術研究を通じて社会の発展に貢献できるよう努めます。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

本学の競争的資金等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、適切にリーダーシップを発揮します。

- (1) 機関全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う者（最高管理責任者）として学長をあてる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として、担当副学長をあてる。
- (3) 各部局における競争的資金等の運営・管理について責任と権限を持ち、コンプライアンスを推進する者（コンプライアンス推進責任者）として、学部長をあてる。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

会計ルールや行動規範の理解不足による研究費の不正使用を防止する観点から、以下のような取り組みを継続して行います。また、調査・確認の結果、競争的資金の不正行為と判断した場合には、厳正に対応し公表します。

- ・ 執行ルールの策定と見直し
- ・ 科学研究費助成事業執行ルール説明会
- ・ 研究者と事務職員の定期的な面談
- ・ 職務権限の明確化
- ・ コンプライアンス研修の実施
- ・ 行動規範の策定
- ・ 不正に係る調査方法・手順等の策定

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 競争的資金の不適切な使用を未然に防止することを目的として、不正防止計画を策定し、定期的に見直しを行います。
- (2) 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を立案・推進するために「不正防止計画推進本部」を組織します。

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 予算の執行状況を定期的に確認し、予算執行が著しく遅れている場合には、改善策を講じます。
- (2) 物品費の適正な執行を図るため、予算執行状況の把握および発注段階での支出財源の特定を行うとともに、学園本部業務部庶務課に納品検収担当者を配置しチェックを行います。
- (3) 非常勤雇用者の雇用管理は原則として事務部門が行います。
- (4) 研究者の出張に関しては、その実行状況を事務部門が把握するしくみを構築します。
- (5) 取引業者に対しては、不正な取引に関与した場合の取引停止等の処分方針を定めて周知します。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の不正使用等に関する機関内外からの通報および相談に対し適切に対応できるよう以下の窓口を設置します。

<競争的資金等に関する不正に係る情報の受付窓口>

学長室長

TEL : 03-3411-7470      E-mail : tsuho@swu.ac.jp

晝間法律事務所

TEL : 03-3580-3366      E-mail : hiruma-lawoffice@nifty.com

<競争的資金等の使用に関する相談窓口>

研究支援課

TEL : 03-3411-7351      E-mail : kaken@swu.ac.jp

#### 6. モニタリングの在り方

競争的資金等の執行に関わる事務部門による日常的なモニタリングに加え、監査室が監事や不正防止計画推進本部と連携し、機関全体の視点から毎年度定期的に内部監査を実施します。